# 国家による究極の人権侵害であるえん罪の防止・救済のための施策を求める決議

えん罪、すなわち誤った有罪判決によって人を処罰することが、国家による究極の人権侵害であることは論を俟たない。えん罪の発生を防ぐための施策は当然のこと、えん罪による被害を受けた人を救済するための実効的な制度の構築や、再びえん罪を起こさないよう誤判の原因を究明する検証機関の設置は、刑事裁判を行う国家に課せられた当然の責務である。

えん罪発生の原因やえん罪事件を巡る経緯は様々である。1980 年代に相次いで再審無罪判決が言い渡された免田・財田川・松山・島田のいわゆる死刑再審四事件では、いずれも客観的証拠が乏しい中、捜査機関の暴行・脅迫や謀略的な取調べにより虚偽の自白が強要された。その後、いわゆる再審法改正に向けた機運が高まったものの、法務省は消極的な姿勢に終始し立ち消えとなった。2010 年、厚生労働省元局長に無罪判決が言い渡された郵便不正事件では、厚労省関係者らに対して元局長が関与していたとの虚偽の供述が強要されるとともに、元大阪地検特捜部の主任検事により証拠のフロッピーディスクが改ざんされた。こうした状況を踏まえ、「検察の在り方検討会議」を経て法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置され、2016 年には刑事訴訟法の改正がなされたが、取調べ全過程録音録画の義務化対象事件は身体拘束下のごく一部にとどまり、再審における全面的証拠開示については法制化が先送りされた。2021 年に無罪判決が言い渡されたプレサンス元社長えん罪事件では、改正法による対象事件として取調べ全過程の録音録画が実施されていたにもかかわらず、部下に対し、同社の元社長と共謀して業務上横領を行ったとの虚偽の供述を強要する恫喝的な取調べが行われ、そのことが記録媒体から一目瞭然となった。2024 年に再審無罪となった静岡一家殺害・放火事件（いわゆる袴田事件－「静岡事件」）では、虚偽自白の強要、被告人に有利な証拠の隠蔽のみならず、捜査機関による証拠のねつ造までが行われたが、これも証拠開示の結果ようやく明らかになったのである。静岡事件の第一次再審請求は約 27 年間もの歳月を要し、第二次再審請求では静岡地裁の再審開始決定後、検察官の即時抗告により再審開始が確定するまでさらに約 9 年が経過した。

こうしたえん罪事件及びこれらを巡る経緯が明確に指し示しているのは、えん罪の防止及びえん罪被害者の救済のための制度の構築並びにえん罪の根絶のための誤判原因の究明は、えん罪を生み出す当事者である捜査機関や、検察官が中枢を占める法務省のみに委ねることはできないという事実である。超党派で結成された「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が、2025 年通常国会において議員立法での再審法改正を目指す方針を総会で確認するや、法務大臣は再審制度の見直しを法制審議会刑事法（再審関係）部会に諮問した。しかし、これはむしろ議員立法による抜本的な改正を阻む動きに他ならず、再審請求手続における十分な証拠開示制度の整備及び検察官抗告の全面的禁止を柱とする再審法改正は、議員立法によってしか実現しえない。また、プレサンス元社長えん罪事件は、取調べ全過程の録音録画が不当な取調べを白日の下に晒すことを示したが、これだけでは虚偽供述の強要を阻止できないことをも明らかにした。えん罪防止のためには、身体拘束の有無を問わず全ての被疑者及び参考人の取調べ全過程について録音・録画を義務付けるとともに、被疑者被告人の権利を擁護する弁護人の立会いを明文で認める法改正が不可欠である。さらに、静岡事件の再審無罪判決から 4 ヶ月で公表された最高検察庁の検証結果は証拠のねつ造を認めず、手続長期化につき検察官の対応に問題がなかったとするなど、真摯な反省とほど遠いものであった。誤判の疑いを検証し、救済しつつ原因を究明するためには、イギリスやニュージーランド、台湾に見られるような第三者機関の設置が必要である。

よって、当連合会は、えん罪の根絶を希求する法律専門家の団体として、①議員立法による速やかな再審法改正実現を強く求めるとともに、②えん罪を防止するため取調べの全件全過程の録音録画及び弁護人立会権の明文化と、③誤判の検証・救済のための第三者機関の設置を求めるものである。

以上のとおり決議する。

2025 年（令和 7 年）11 月 28 日

近　畿　弁　護　士　会　連　合　会

# 提　案　理　由

## 第１　究極の人権侵害を根絶するために――はじめに

誤った有罪判決、誤った訴追によって人生を奪われ、損なわれた方々は枚挙に暇がない。捜査機関のねつ造証拠によって死刑の恐怖に晒され続けた者、捜査機関が無実を基礎づける重要証拠を隠蔽したために服役を余儀なくされた者、検察官の恫喝に屈した者の嘘の供述に基づいて訴追され、一代で築き上げた会社を失った者、捜査機関の恣意的な解釈によって犯罪者扱いされ、起訴取消しの報を聞くことなくこの世を去った者。近年、社会の耳目を集めた著名なえん罪事件は氷山の一角である。苦闘の末、無実を明らかにした方々の背後に、いわれなき罪を背負い、泣き寝入りせざるを得なかった者がいる。彼らにとって、刑事司法の中核を担う鉄則――「無罪推定」「疑わしきは被告人の利益に」は画に描いた餅だった。

刑罰権の行使は究極の国家権力の発動である。基本権の源である生命を剥奪し、あるいは長期にわたって強い制約を課すこともある苛烈な強制処分に間違いがあってはならない。しかし、捜査機関、裁判所は、自分たちの捜査・判決に誤りはない、誤りを認めてはならないと思い込もうとするあまり、それを動かしがたい事実として認識するようになった。見込み違いを修正できない強引な取調べが虚偽自白・虚偽供述を産んだ。「疑わしきは被告人の利益に」との鉄則に従えず、過ちを認められない誤判を産んだ。神ならぬ人の裁きから誤りを完全には取り除けない。私たち刑事司法に携わる者は、誤って人を処罰するおそれを常に背負っていることを改めて自覚すべきである。

えん罪の入口は、予断に基づき自白を迫る取調べである。刑事司法の暴走によって産まれたえん罪被害を救済する出口は再審手続である。そうであるにもかかわらず、取調べ規制、再審手続はともに極めて不十分である。国家が人に及ぼす究極の人権侵害――えん罪を防ぐには入口を規制し、出口を整備するほかない。私たちが取調べの全件全過程の録音録画及び弁護人立会権の明文化と、再審法の抜本的な改正を併せて求める理由である。

## 第２　再審法改正を巡る情勢

### １　新刑事訴訟法（再審）制定の経緯

⑴　日本が終戦を迎えた 1945 年 8 月当時の旧刑事訴訟法（大正刑訴）は、1890（明治 23）年に制定された旧々刑事訴訟法（明治刑訴）を、1922（大正 11）年、ドイツ刑事訴訟法を取り入れて改正したものである。職権主義の刑事訴訟法であり、糾問主義の色が濃い法律であったことを否定できない。

⑵　1946 年 11 月 3 日に公布された日本国憲法に合わせ、刑事訴訟法を英米法系の当事者主義構造へと改正する新法制定作業も進められた。しかし、1948 年 7 月 10 日の新刑事訴訟法公布時（施行は 1949 年 1 月 1 日）には、再審を含む上訴以降の改正が間に合わず、再審については、日

本国憲法 39 条が「二重の危険」禁止を定めたことに伴い無罪判決に対する再審請求（不利益再審）が廃止された以外、旧刑事訴訟法（大正刑訴）のわずか 19 条の条文をほぼそのまま引き継ぐ形となった。

⑶　このように、現在の刑事訴訟法第 4 編「再審」（この 19 条の条文を「再審法」と表記する。）は、いわば制定当時から早期の改正が求められながら、現在まで 76 年余り、一度も改正されないまま生き延びてきた「大正の遺物」であった。

2　再審法改正の機運の高まりとその後の苦闘

⑴　1959 年、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、徳島ラジオ商事件などを支援する特別委員会を設置し、再審事件に対する支援を開始した。1962 年 7 月理事会において、再審法規改正の具体的提言を盛り込んだ「刑事訴訟法第四編中改正要綱」を決議するとともに、1963 年に鹿児島市で開かれた第 6 回人権擁護大会で「再審制度の正しい運用を要望する件（決意）」を表明した。1972 年には「再審問題研究会」を発足させ、西ドイツの教授を招聘して意見交換を行うなど議論を活発化させていった。

⑵　このような動きを背景に、「針の穴に駱駝を通すよう」な「開かずの扉」といわれた再審の判断に変化が生じた。1975 年の白鳥決定と 1976 年の財田川決定で、最高裁は「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」と言えるかどうかの ( 明白性 ) 判断は、新旧全証拠の総合評価によるべきこと、その判断にも「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されることを宣言した。これを受けた日弁連は、1976 年の仙台人権擁護大会で「刑事訴訟法の一部（再審）改正に関する宣言」を採択し、1977（昭和 52）年には「刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書（昭和 52 年改正案）」を公表した。

⑶　そして、1983 年 7 月に免田事件、1984 年 3 月に財田川事件、1984 年 7 月に松山事件、1989 年 1 月に島田事件と、相次いで 4 人の死刑囚に対する再審無罪が確定した（いわゆる「死刑再審 4 事件」）。これと相前後して弘前事件、梅田事件、そして徳島ラジオ商事件などで次々と再審無罪が確定し、再審法改正問題も社会の注目を浴びた。日弁連は、「再審法改正実行委員会」を立ち上げ、1985（昭和 60）年には上記 52 年改正案をさらに改定した「昭和 60 年案」を公表した。再審法改正の機運は高まり、今しも実現するかに見えた。

⑷　他方、法務省は、日弁連の昭和 52 年改正案を受け、1977（昭和 52）年 5 月 19 日の参議院法務委員会で再審法制の問題が審議された際、政府委員として答弁した法務省刑事局長が「手直しをするとすれば、なるべく早い機会にやりたい」と発言するなど、積極的とも取れる姿勢であった。ところが、死刑再審 4 事件の相次ぐ再審開始、再審無罪が続き、国民の再審制度への注目が集まった 1980 年代になると、法務省刑事局長の答弁は「いろいろな当面の問題を含めてさらに十分な検討を尽くしたい」と消極的になっていった。その後、1990 年代には白鳥・財田川決定が打ち出した新旧全証拠の総合評価による明白性判断の手法を限定的に解釈する最高裁調査官解説が相次いで公表され、これに沿って再審請求が棄却される事件が続出した。法務検察の姿勢も硬

化し、証拠開示を頑なに拒み、再審開始決定に対しては抗告を繰り返すなど、刑事再審は「冬の時代」へと逆流した。日弁連は、1991 年に「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を策定・公表したものの、翌 1992 年 3 月には日弁連再審法改正実行委員会が廃止された。

3　刑事司法改革と取り残される再審制度

⑴　20 年近く続いた「冬の時代」の後、2010 年代に入り、2010 年 3 月の足利事件、2011 年 5 月の布川事件、2012 年 11 月の東京電力女性社員殺害事件、2016 年 8 月の東住吉事件、2019 年 3 月の松橋事件と、相次いで再審無罪判決が出された。

⑵　刑事司法制度については、司法制度改革審議会等での議論に基づき、2005 年 11 月施行の公判前・期日間整理手続、2006 年 10 月施行の被疑者国選弁護制度（第 1 段階）及び即決裁判手続、2009 年 5 月施行の裁判員制度、被疑者国選弁護制度の第 2 段階等、大きな改革がなされてきた。

2011 年 4 月には、郵便不正事件で厚労省元局長の主任検事を務めた大阪地検特捜部の元検事に対し、証拠品とされたフロッピーディスクの改ざんにより有罪判決がなされた。この事件を契機に発足した「検察の在り方検討会議」の提言を受け、2011 年 6 月から 2014 年 7 月にかけて、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置された。その結果、2016 年には、身体拘束下の裁判員対象事件及び検察独自捜査事件と一部の対象事件ではあるものの被疑者取調べの全過程の録音録画を義務付け、被疑者国選弁護制度の全勾留事件への拡大、証拠リストの交付をはじめとする証拠開示の拡大、公判前整理手続請求権の付与等、これまでの実務を大きく前進させる刑事訴訟法等の改正がなされ、段階的に施行された。

⑶　ところが、刑事再審については取り残されたままであった。上記「新時代の刑事司法制度特別部会」では、東京電力女性社員殺害事件の再審開始決定及び再審無罪判決に関与した裁判官委員が、再審請求手続における証拠開示についても法的な手当が必要であるとの意見を表明したものの、法務省・検察庁、警察庁の委員らの反対により法制化は見送られた。

それでも、有識者委員らの尽力により、改正刑訴法附則 9 条 3 項で政府において速やかに検討すべきとされた事項の一つに「再審請求審における証拠開示」が掲げられ、2017 年 3 月には同附則 9 条 3 項を検討するため法務省が非公開の協議の場として「刑事手続に関する協議会（通称「4 者協議」）を設置した。しかし、再審における証拠開示の議論は遅々として進まず、2022 年 1 月以降は会議も開催されずに事実上の休眠状態となった。

⑷　4 者協議とは別に、2016 年改正刑訴法の施行 3 年後見直しについての協議の場として 2022 年 7 月に「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会（在り方協議会）」が設置された。在り方協議会で再審における証拠開示の問題について議論がなされたのは、上記 4 者協議が事実上の休眠状態となり、在り方協議会設置後 1 年 4 ヶ月経った 2023 年 11 月から 2024 年 3 月にかけてのわずか 3 回であり、その内容も改正に向けた積極的な議論とは程遠いものであった。ところが、静岡一家殺害・放火事件（いわゆる袴田事件－「静岡事件」）の再審開始決定が確定した 2023 年 3 月前後から、国会の場での質疑において再審法改正について質問を受けることが多

くなると、法務大臣や法務省刑事局長らは、在り方検討会で慎重に検討しているので議論を見守っていただきたいなどと答弁し、上記 4 者協議や在り方検討会をアリバイ的に用いるようになった。

⑸ このように、刑事司法改革の波の中で再審法改正のみ取り残され、大正刑訴のままとされてきた大きな要因は、明らかに法務・検察の極めて消極的な態度であった。

4 近時の個別事件に見る再審法改正の必要性

⑴ 再審請求審における証拠開示については、今なお何らの規定も設けられておらず、裁判所の訴訟指揮に基づいて行われているところ、証拠開示の基準や手続が明確でなく、全てが裁判所の裁量に委ねられていることから、個々の裁判体によって判断は様々であった。

静岡事件では 1981 年 4 月に第 1 次再審が申し立てられてから 2008 年 3 月に最高裁で棄却決定が出て確定するまで、一審で 13 年、即時抗告審で 10 年、合計で実に 27 年もかかった。この間、裁判所から証拠開示の勧告が強くなされることはなく、ただの一つの証拠も開示されなかった。2008 年に申し立てられた第 2 次再審でも、当初は証拠開示が難航していたが、検察庁の方針の変化や、裁判長が書面による証拠開示勧告を行ったことを契機として、いわゆる 5 点の衣類のカラー写真などを含む約 600 点もの新証拠が開示され、再審無罪に繋がった。

福井女子中学生殺人事件（「福井事件」）では、第 1 次再審の段階でも裁判所の証拠開示勧告により 95 点の証拠開示がなされたが、第 2 次再審では裁判所の強力な訴訟指揮が功を奏して新たに 287 点もの証拠が開示され、これが 2 度目の再審開始決定及び異議申立の断念、再審無罪確定に繋がった。

その他、東住吉事件、日野町事件等をみても、再審請求審又はその準備段階で開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、「再審格差」の是正のためにも、再審請求手続における証拠開示の制度化は不可欠である。

⑵ 湖東記念病院事件（「湖東事件」）では、2017 年 12 月、第 2 次再審請求審の即時抗告審において大阪高裁が再審開始を認める決定をしたにもかかわらず、検察官は特別抗告を行った。法律審であるはずの特別抗告審においても、検察官は医師の検察官調書や意見書の証拠調べ請求を行うなど、原決定が事実誤認であるとの主張を繰り返したが、最高裁は検察官の抗告には理由がないとして棄却した。

静岡事件では、第 2 次再審請求審において 2014 年 3 月に再審開始が決定されたにもかかわらず、検察官は即時抗告し、2018 年 6 月の東京高裁の再審開始を取り消す決定が、2020 年 12 月に最高裁により破棄差し戻され、差戻し後の即時抗告審で再審開始が確定するまで 9 年余りの間、元被告人を「死刑囚」の立場に置き続けた。

福井事件でも、2004 年 7 月に確定審裁判所である名古屋高裁金沢支部に第 1 次再審を申し立て、2011 年 11 月に再審開始が決定されたにもかかわらず、検察官の異議申立てにより異議審の名古屋高裁本庁は 2013 年 3 月に再審開始を取り消し、2014 年 12 月に最高裁で請求棄却が確

定した。その落胆は大きく、弁護団が 2022 年 10 月に第 2 次再審を申し立てるまで 8 年近くを要した。2024 年 10 月に名古屋高裁金沢支部が再び行った再審開始決定に対して検察官は異議申立を行わず、2025 年 8 月 1 日に再審無罪が確定したものの、第 1 次再審において検察官が異議申立を行わなければ 13 年は早く無実を明らかにすることができていたはずだった。

大崎事件においても、第 1 次再審では 2012 年 3 月に鹿児島地裁が、第 3 次再審では 2017 年 6 月に鹿児島地裁がそれぞれ再審開始決定をし、さらには 2018 年 3 月には福岡高裁宮崎支部が検察官の即時抗告を棄却して原審の再審開始決定を維持した。にもかかわらず検察官が特別抗告を行ったところ、最高裁第一小法廷が地裁・高裁の再審開始決定を取り消し、自判して最新請求を棄却した。実に 3 回も再審開始の方向でなされた決定が、検察官の抗告によって覆された。大崎事件の再審請求人は、98 歳の高齢となった今も、その命をえん罪をそそぐ日のために繋いでいる。

本来、再審の目的は、もっぱらえん罪被害者を救済することにあり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度である。仮に検察官が確定判決の正当性を主張する必要があると考えたとしても、再審公判においてそのような主張を行えばよく、再審請求手続で行うべきでない。再審請求手続の無用な長期化を防ぐためには、再審開始決定に対する検察官による不服申立は禁止されるべきである。

5　議員立法を潰しかねない法制審議会への諮問

⑴　こうした再審法改正の必要性を踏まえ、日弁連は、2014 年、人権擁護委員会内に「刑事再審における証拠開示に関する特別部会」を設置し、2019 年には徳島人権擁護大会で「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択するなど、再び運動を強めてきた。2020 年には上記特別部会を「再審法改正に関する特別部会」へと改組し、2022 年には「再審法改正実現本部」を設置して、各方面への働きかけを精力的に行ってきた。

⑵　そして 2024 年 3 月、情勢は大きく動いた。超党派の国会議員による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟（再審法改正議連）」が設立され、静岡事件の再審公判が進むとともに入会議員数は増加し、衆議院解散を経た 2024 年 12 月下旬時点で全議員の過半数を超えた。再審法改正議連は、議員立法による再審法改正に向けて、法案提出の準備をまさに推し進めようとした。

ところが、その段階で法務省は突如として、再審法改正につき法制審議会に諮問し、見直しを検討する方針を固めた。2025 年 3 月 28 日、法制審議会第 202 回会議において「刑事再審手続の在り方に関する諮問第 129 号」につき説明がなされ、新設される「刑事法（再審関係）部会」に付託して審議されることとされた。

⑶　しかし、既に述べてきたとおり、再審法改正に極めて消極的な態度を取り、いわば改正を阻んできた法務省が委員・幹事の人選や諮問事項の設定、議題の設定進行に至るまで主導する法制審議会において、抜本的な改正がなされるとは到底考えられない。現に、諮問第 129 号における諮

問事項自体、「証拠開示」という言葉が含まれず、「再審開始決定に対する不服申立てに関する規律」とされるのみで「検察官による」と明示されていないことなど問題がある上、令和 7 年 8 月 7 日に開催された第 5 回部会では検察官抗告の全面的禁止について日弁連推薦委員・幹事以外の委員・幹事らから強い異論が出された。

再審法改正議連は本年 5 月 28 日の総会で再審法改正の要綱を承認したが、その後衆議院法制局における条文作成作業は予定より大幅に遅れ、与党内では党内の承認手続が終えられなかった。第 217 回通常国会の会期末（令和 7 年 6 月 22 日）直前の同年 6 月 18 日午後に何とか改正案が衆議院に提出され、6 月 20 日に衆議院法務委員会に付託されて継続審議が決まったものの、全党一致での提出は叶わず、野党 6 党での共同提案（3 党が加わらず）にとどまった。こうした情勢に法務省による法制審議会部会への諮問が影響していることは明らかであり、事実上議員立法を阻害している状況である。

⑷ 再審法改正議連が提出した法案の内容は、①再審または再審の請求に係る被告事件の裁判等に関与した裁判官の除斥・忌避、②再審請求の手続に係る規定の整備、③再審請求の手続における検察官保管証拠等の開示命令、④再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止の 4 点であり、いずれも必要不可欠で、かつ法制審部会においては完全な実現が困難な改正である。再審における国選弁護制度等については法制審部会において総合的な議論をするとしても、今もなお救済を待ち続けているえん罪被害者らのためにも、上記 4 点については議員立法により速やかに改正されなければならない。

## 第 3　えん罪を防止するための取調べの全件全過程の録音録画及び弁護人立会権の明文化

### 1　日本の取調べとその問題性

日本における取調べの問題には、極めて根深いものがある。旧々刑事訴訟法（明治刑訴）及び旧刑事訴訟法（大正刑訴）のもとで、自白を記述する「聴取書」を作成するため、しばしば「人権蹂躙問題」が生じ、国会でも繰り返し議論されたが、結局、改革されることはなかった。「聴取書」は、訊問権を持たない捜査機関が、自白を証拠化するための便法であったが、却って、権限の明文化を求める動きもあって、改革案につき各方面からの一致をみるに至らなかったのである。

その後、刑事手続は戦時法制のもとで推移し、敗戦後には、憲法制定に併せ、刑事手続を大陸法系の職権主義の手続から英米法系の当事者主義へと抜本的に改革することが意図されたものの、他方、戦前からの議論を引き継いだ側面も強く、結局、当事者主義への転換という名のもとに、捜査機関の取調べ権限が明文化された。また、伝聞法則を強く打ち出しながらも、その例外を認める法制度となったのである。もとより、その運用如何では、日本の取調べが改善され、其処に断絶が生じる蓋然性は孕まれていたと思われるが、司法自体、戦前からの連続性・継続性のもとにあったことを否定しがたく、そうはならなかった。結局、「聴取書」裁判が「調書」裁判として継続し、却って無罪率は旧法時代を下回るに至るという事態になったのであった。

かような日本の取調べのもとで作られる虚偽自白・虚偽供述がえん罪の主要な原因となっていることは、これまで幾度となく指摘されてきた。実際、虚偽自白・虚偽供述が原因となったえん罪事件は、数多く存在する。

2024 年に再審無罪となった静岡事件においても、違法な取調べによって自白を強要され、虚偽自白が有罪判決の根拠となった。古くは死刑再審 4 事件においても、同様に取調べによって得られた虚偽自白の問題点が指摘されてきた。

近時も、再審無罪となった湖東事件では虚偽自白が問題となり、郵便不正事件、プレサンス元社長えん罪事件では共犯者と位置付けられた関係者の虚偽供述が大きな問題となった。いずれの事件でも違法・不当な取調べによってえん罪が作り上げられたのである。

このような取調べは根本的に変えなければならない。しかし、取調べ改革に対する警察及び検察の抵抗は常軌を逸した厳しいものであり、その改革も道半ばであるといわざるをえない。

2　全件全過程の録音録画が必要である

日弁連はもちろん、近畿弁護士会連合会（以下「当連合会」という。）においても、1990 年代以降、取調べの全過程を録音録画すること（「可視化」）を求めてきた。取調べの録音録画は、取調官と被疑者のみが対峙する密室に風穴をあけるものであり、違法取調べを抑止する強い効果を有するものであった。

これまで自白調書が作成された事件で任意性が争われた場合に延々と行われてきた水掛け論も、取調べが録音録画されることによって大幅に減少することになる。

しかし、検察・警察はこのような客観的証拠を保全することにすら強い抵抗を示してきた。

2010 年の郵便不正事件に端を発する証拠改ざん事件を経て、ようやく法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置され、取調べの録音録画の議論が本格的に開始された。その後、2016 年に刑事訴訟法は改正され、新たに 301 条の 2 が定められた。これまでの日本の刑事司法の病巣である密室に光を差し込ませるという意味において、この法改正は正に歴史的転換点であり、その意義は殊更大きなものであった。

その一方で、グローバルスタンダードにかなう最低限の人権を保障するとともに、虚偽自白・虚偽供述を防ぎ、ひいてはえん罪を防ぐという意味では、この法改正をもってしても、必ずしも十分なものとは評価できなかった。

まず、録音録画の義務対象事件が裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件に限定されるとともに、録画義務を免除するいくつもの例外事由が定められた。また、録音録画が義務付けられる取調べは、被疑者の逮捕以後かつ身体拘束下のみであった。その結果、取調べ全体からみればほとんどの事件が、録音録画の対象事件とはならなかった。

そのため、在宅段階で自白を強要し、いったん被疑者を屈服させて自白を得てから、逮捕するという事件も散見された。当然、裁判員裁判非対象事件の取調べで違法・不当な取調べが行われる例もみられる。

虚偽自白・虚偽供述の危険は、在宅事件においても、裁判員裁判非対象事件においても、変わるところはない。違法・不当な取調べがなお続く現下の状況においては、少なくとも全件・全過程の録音録画が義務付けられなければ、虚偽自白・虚偽供述はなくならない。また、捜査機関には録音録画の機材が十二分に整備されており、設備面での障害もない。

そうであるなら、一刻も早く法 301 条の 2 の対象事件を全事件に拡大し、在宅段階、参考人取調べも含めた全件全過程の録音録画の義務化が必須である。

3　弁護人立会権の明文化が必要である

くわえて、仮に録音録画が全ての事件・取調べにおいて義務となったとしても、違法不当な取調べが根絶されるわけではない。そのことはプレサンス元社長えん罪事件・江口事件等の 301 条の 2 対象事件においてすら違法・不当な取調べが問題となっていることからも明らかである。

理論的にみても、確かに録音録画は取調べの事後的検証可能性を高めることによって、取調べそのものの適正化を進める方向でのベクトルを生じさせるものではあるが、リアルタイムの監視機能を有するものではない。さらに、取調官自身が、違法・不当な取調べであるとの認識を自身で持つような露骨な取調べ手法は牽制できるとしても、自らは適法と信じているものの、事後的評価として違法とされるものを抑止する効果は持ちえない。

そこで、被疑者の供述の自由を守り、リアルタイムでの監視機能を持つ、取調べへの弁護人立会いが必要となる。

法は、取調べへの弁護人立会いを禁じる規定を置いていない。実際、捜査機関も、弁護人立会いそれ自体が禁じられているという立場はとっていない。しかし、弁護人が取調べへの立会いを求めても、ほとんど全ての事件で捜査機関はこれを拒絶するというのが実情である。

憲法は黙秘権（38 条 1 項）及び弁護人の援助を受ける権利（34 条･37 条 3 項）を保障している。それらを根拠として、取調べに弁護人を立ち会わせることは、被疑者の権利である。このことは世界的な人権保障レベルに照らせばあまりにも当然のことである。

当連合会は、2018 年の人権擁護大会（大阪）において、上記のような実務慣行を打破するべく弁護人立会権の明文化を求める決議をあげた。日弁連においても､2019 年の人権擁護大会(徳島)で、同趣旨の宣言を決議した。そして、その後にも、上記の通り、複数の事件で取調べの問題事例が明らかとなり、捜査機関の取調べの在り方が、広く問題視されている現状にある。

にもかかわらず、刑事訴訟法への明文化はなされていない。それどころか捜査実務は弁護人からの立会申入れを頑なに拒む姿勢を強めているとさえいえる。

虚偽自白・虚偽供述がなくならなければ、えん罪もなくならない。えん罪を防止するためには、被疑者の権利保障を実効的なものにし、取調べの適正化を図ることがなによりも重要である。これらを実現するために、一刻も早く取調べへの弁護人立会権の明文化がなされなければならない。

## 第４　誤判の検証・救済のための第三者機関設置の必要性

### １　第三者機関による誤判の検証・救済が必要である

数々のえん罪事件が発生することは、人が関与して判断をしている以上、不可避である。したがって、当然にえん罪被害者を救済する手続は必要である。しかしながら、それだけでは不十分である。関係した手続や仕組みを検証し、原因を突き止めなければ、同じ過ちが繰り返されてしまいかねない。

えん罪事件の発生が不可避であったとしても、その原因を検証し、手続や制度の改善を図ることで、その発生を限りなく減らすよう努力することは必要である。

2024 年 10 月 9 日に検察官が上訴権を放棄したことで再審無罪が確定した静岡事件において、同年 12 月 26 日、最高検察庁は、再審手続及び捜査・公判に関する検証を行ったとして、報告書を公開した。しかしながら、同報告書においては、「再審請求手続が長期化した要因」および「捜査公判上の問題点」を主題に掲げながら、本事件が再審無罪に至るまでに長期化した原因であるところの、再審請求手続における検察官抗告や再審公判における有罪立証の蒸し返しについては、検察官の対応に「問題はなかった」と結論付け、再審請求審および再審公判においてさえ裁判所が認定した捜査機関によるねつ造についても、根拠も示さないまま「ねつ造は現実的にありえず、再審無罪判決の事実認定は誤りである」と否定し、その調査を行うことなく、「検察官の訴訟活動に問題点があったとは認められない」と結論付けた。結局、「検察官の対応に問題はない」との結論ありきの報告であり、検証の意味をなしていないと言わざるを得ない。真摯な反省とは程遠いものである。

他方、司法の独立や当事者主義を掲げ、受動・中立的な立場にあろうとする裁判所に対して積極的な誤判是正の検証を期待することも困難であり、個人においても組織としての弁護士会においても何ら調査権限を有しない弁護士にあっても、誤判是正の検証を期待することは困難である。

したがって、司法とは独立した、第三者機関による誤判の救済および検証が必要である。

### ２　第三者機関による誤判検証、救済の例

#### ⑴　ニュージーランドにおける第三者検証機関

例えば、イングランド・ウェールズに代表される刑事事件再審委員会（Criminal Cases Review Commission ＝“CCRC”）があり、イングランド・ウェールズのほか、スコットランド、ノルウェー、カナダ、ニュージーランド等、多少の手続等の違いはあれ、同様の制度を持つ国が複数ある。

当連合会では、2025 年 7 月 28 日から同年 8 月 2 日にかけて、ニュージーランドを訪問し、同国の CCRC（以下「NZCCRC」という）およびその創設に関与した方々と面談し、調査を行った。

NZCCRC では、当事者の申立てに応じて、日本の制度でいう再審請求手続を行い、審査の結果、再審を行うことが相当と判断された場合には、控訴院（日本における高等裁判所）へ有罪判決または量刑を見直すよう付託し、付託を受けた控訴院は、控訴審として再審を開始することになる。

NZCCRC の審査においては、当該事件に関与した捜査機関や確定審裁判所等に対して、任意の事情聴取や資料の提出を求めることができ、これに応じない場合には、裁判所に申立てを行い、命令を得て強制的に書面を提出させたり、出頭させて証言させることも可能である。

さらに、NZCCRC は、個別事件において誤判の疑いを審査し、控訴院に付託するだけでなく、各個別事件の審査を通じて、誤判原因として共通の制度的な問題が見つかれば、総括的な調査を行うことができ、その調査結果および NZCCRC が望む勧告を含む調査報告書を、法務大臣を通して代議院へ提出することができる。

したがって、NZCCRC は、個別事件における誤判の救済を通じて、誤判原因の検証をもその職能として備えているのである。

⑵　台湾における第三者検証機関

例えば、中華民国（台湾）においては、司法院を含む他の国家機関とは独立した最高機関である監察院がある。大阪弁護士会では、2023 年 9 月 11 日から 14 日にかけて、台湾に訪問した際、同国における再審法改正の経緯等の調査の一環として、監察院を訪問した。

監察院の本来的な権能は、公務員・国家機関の不正に関する弾劾、糾明および国政調査を行うものであるが、えん罪に関する陳情がなされた際には、これに対する調査を行う。監察院の担当調査官が各機関に対して一件記録を取り寄せ、また関係者のもとへ赴くこともでき、法律上、当該関係者は、調査を拒絶できない。そうして収集した資料をもとに調査した結果、誤判の疑いを抱いたときには、法務部（日本における法務省）に対し、再審請求か非常上告を行うよう勧告を出すことができる。

ただし、その勧告は、検察庁や裁判所を拘束しないため、実際に再審請求や非常上告をするか否かは検察庁の判断に委ねられ、同請求等がなされた後は、これを受理した裁判所の判断に委ねられる。

しかしながら一方で、監察院による調査報告は、インターネット上のホームページにて公表され、そのなかで公開に問題があるものを除いて証拠資料も公開される。そのほか情報公開請求によっても国民はその情報を得ることができる。

したがって、監察院による誤判調査は、広く国民に公表されることにより、世論による司法への監視につながり、またえん罪被害者にとっては、自ら再審請求を申し立てる際の強力な証拠収集手段となりえ、間接的に誤判の救済・検証を担っているものといえる。

3　小括

以上にみてきたように、法曹三者による誤判の検証の実現が困難である以上、司法から独立した第三者機関によって、誤判の検証がなされるべきである。その第三者機関にあっては、少なくとも強制力を持って捜査資料および裁判資料を収集し、関係者からの証言を得る権能を持ち、かつ個別の事件の問題だけでなく、複数の事件に共通した制度的問題が発見されたときには、立法府に対し提言ないし報告を行えるものとし、かつ、その調査資料および結果は、可能な限り公表されること

が望ましい。このような第三者機関の活動によって、えん罪事件の検証および刑事司法制度の見直しを図ることができ、そうしてはじめてえん罪防止への道が開けるのである。

## 第5　おわりに

人を罪に問おうとする取調べは権力の行使である。監視のない権力は歪む。事件の類型、身体拘束・不拘束の別、被疑者か参考人かを問わず、常に取調べを監視する全件全過程の録音録画の導入は必要不可欠である。ただし、事後の検証を保障する可視化だけでは不十分である。今まさに行われている違法取調べを防ぐため、弁護人立会権の確立が不可欠である。

それでもなお人による裁きは過ちを犯し得る。刑事司法が社会の信頼を取り戻すためには、司法が自らを律して過ちを是正する自浄能力を持つことが必要である。再審法の改正は、国家権力が自浄能力を得る手段として整備すべきである。

本決議は国家権力にのみ向けたものではない。弁護士ひとりひとりがえん罪被害を防ぐ不可欠の役割を担う責任を負うことを宣明するものでもある。湖東事件再審無罪判決（大津地裁令和 2 年 3 月 31 日）の宣告後、裁判長が述べた言を引いて結びに代える。

「警察、検察、弁護士、すべての裁判官が今回の事件を人ごとに考えず、自分のこととして考え、改善に結び付けなくてはなりません。西山さんの 15 年を無駄にしてはなりません。本件は、よりよい刑事司法を実現する大きな原動力となる可能性を秘めています。」

以　上